

質疑・回答書

告示番号	件 名	市営上津島住宅外装改修工事設計委託
No	質疑事項	回 答
1	本業務の範囲を確認するにあたり、既存の平面、立面、断面をいただけますか。	別紙添付のとおり提示します。
2	設備(機械・電気)の改修範囲をお示し下さい。	本外装改修工事に影響する設備機器(避雷針、空調等)の仮撤去・復旧工事とします。
3	外構附帯設備の改修範囲、内容をお示し下さい。	本外装改修工事に影響する外構付帯設備(ベンチ・フェンス等)の仮撤去・復旧工事とします。
4	外部建具改修は住戸も含まれますか。その際の調査は各戸行うのですか。外部建具の範囲をお示し下さい。	全ての外部建具を本設計の対象とします。 改修内容については、現地にて確認できる範囲の劣化調査をし、劣化状況報告書及びその改修方法についての三通り程度の比較検討資料を作成することとします。そのうえで、委託概要書8.追記事項のとおり、住宅課及び施設整備課と打合せをし決定することとします。

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp

質疑・回答書

告示番号	件 名	市営上津島住宅外装改修工事設計委託
No	質疑事項	回 答
5	「バルコニー等の改修も範囲とする」とありますが、改修内容をお示し下さい。(床面、手摺、隔板等の改修内容)	バルコニー(床面、手摺、隔板含む)等の改修内容については、現地にて確認できる範囲の劣化調査をし、劣化状況報告書及びその改修方法についての三通り程度の比較検討資料を作成することとします。そのうえで、委託概要書8.追記事項のとおり、住宅課及び施設整備課と打合せをし決定することとします。
6	附属駐輪場の改修内容及び範囲が分かる図面をお示し下さい。	附属駐輪場の範囲は、添付配置図及び自転車置場詳細図のとおりです。改修内容については、現地にて確認できる範囲の劣化調査をし、劣化状況報告書及びその改修方法についての三通り程度の比較検討資料を作成することとします。そのうえで、委託概要書8.追記事項のとおり、住宅課及び施設整備課と打合せをし決定することとします。
7	設備棟、集会室は今回業務範囲外と考えてよろしいですか。	設備棟、集会室は業務範囲外とします。